第二号の四様式記載上の注意(1)b中「特定預託証券等」を「特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券」に改め、同記載上の注意(6)中「当該外国抵当証券」を「当該届出に係る外国抵当証券」に、「第９条に規定する代理人」を「第９条第１項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者」に改め、同記載上の注意(7)中「当該外国抵当証券」を「当該届出に係る外国抵当証券」に改め、同記載上の注意(9)中「貸付債権に係る債務者が」を「外国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が」に改める。

第二号の五様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a　有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

e　有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国有価証券投資事業権利等に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下ｅにおいて「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

f　この様式中「組合等」とは、民法第667条第１項に規定する組合契約によって成立する組合、商法第535条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合、有限責任事業組合契約に関する法律第２条に規定する有限責任事業組合、社団法人その他の出資対象事業（法第２条第２項第５号に規定するものをいう。）を行うもの（外国の法令に基づくものを除く。）をいう。

g　提出者が、法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項第３号に掲げる権利の発行者である場合には、この様式中「組合等」とあるのは「会社」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。

(2)　発行者名

複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。

(3)　代表者の役職氏名

a　当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

b　組合等を成立させる場合にあっては、その当事者全員の氏名又は名称を記載すること。

(4)　届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等の形態及び金額

a　当該届出により募集又は売出しをしようとする当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(5)　内国有価証券投資事業権利等の形態等

a　当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有価証券投資事業権利等の形態（民法に規定する組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、社団法人、合名会社、合資会社及び合同会社の別等）を記載すること。

b　当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下ｂにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下ｂにおいて同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(6)　発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(7)　発行（売出）価額の総額

a　当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(8)　発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(9)　申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。

(10)　申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11)　払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(12)　手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。